

〔研究論文〕

## 戦争責任の認識—〈撫順の奇蹟〉—

坪田典子

〔Article〕

How the Japanese War Criminals Recognized Their Sin for the War Crimes  
— The Miracle of Fushun —

Michiko TSUBOTA

**Abstract**

It happened at Fushun, China. After 5 year-sentence to POW Camp at Siberia, northern part of the former Soviet Union, around 1000 Japanese soldiers were sent to Fushun, China as war criminals in 1950. At that time they all stubbornly refused to admit they committed war crimes and pleaded not guilty because they were under the control of the upper command and the rule of the Emperor system of Japan.

However, during their stay at Fushun, they themselves made major changes personally. They recognized their war crimes and confessed their sins to Chinese war sufferers. They sincerely apologized to the Chinese for their aggression and all war crimes that they committed. They analyzed their war acts and why they became invaders and committed crimes. They began to live the rest of their lives with a burden of responsibility for their sins, working for peace, anti-war, making better relationships between China and Japan.

Using the data from the former Japanese war criminals' stories, I have discussed why they changed thoroughly at Fushun, and analyzed it using the key conception of "judgment" that Hanna Arendt discussed as the key concept in her book of EICHMANN IN JERUSALEM.

**I. 問題の所在**

「憲兵のとき私は、中国民衆を『虫けら』だと思い、何の罪もない人のかたっぱしから捕まえた。そして拷問を加え取り調べ、虐殺したり、投獄したりした。無実だと分かっても助けなかった。中国民衆の誰一人をも人間として扱ったことは一度もない。そんな私だから、中国から捕まってしまったのでは、日本に生きて帰ることはもうできないだろうと思っていた。ところが、中国の戦犯管理所の人たちは、私たちにとても人間的なあたたかい扱いをしてくれる。殺人鬼だった私たちに、食事から健康管理から親身になってお世話してくれるのだ。こんなに親身になってくれる中国の人たちに、私は何をやってきたのだろうか。私は、自分が中国民衆に犯してしまった罪行を振り返らざるを得なくなった。ふり返るたびに、何てひどいことをしてしまったと、その悔悟の苦しさから気を失いかけるこ

とも何度かあった。私がやってきたひとつひとつのことが、どんなに反省してもあやまっても、とても許されるようなことではない。死刑にされても当然の罪行だった。ところが、中国政府と中国民衆は、1956（昭和31）年、私たち戦犯の大半を『起訴猶予』にしてくださったのである。そして、中国が捕らえた1千人以上の日本人戦犯を、たった一人の死刑者もなく、全員を生かして日本に帰して下さったのだ。こんな例は世界のどこにもない<sup>1)</sup>。

長々と引用してきたが、これは「撫順の奇蹟」を経験した一人である元憲兵土屋芳雄さんの言葉である。そして、これが「撫順の奇蹟」の概要である。土屋芳雄さんは、第二次世界大戦後、中国の撫順戦犯管理所<sup>2)</sup>に収容されていた元日本人戦犯の一人である。土屋さんたちは、戦争中の自らの行為を認罪し、罪の告白を行い、なぜ自分が戦争で残虐な行為を行ったかを鋭く見つめなおして分析し、自らの行為責任を生涯をかけて担い続けている人たちである。土屋さんたち約1000名の元戦犯の人たちは、加害者としての記憶が繰り返し否認され忘却されつづけてきた戦後の日本で、中傷や圧力、無関心や攻撃にも屈せず、戦後一貫して加害の罪を認罪し、心から罪を反省して謝罪し、戦争反対を訴えつづけ平和のために活動してきた。

彼らの存在自体が、戦争責任への問いを回避しつづけてきた戦後の日本において奇蹟的な存在である。中国人から「日本鬼子（リーベンクイズ）」として恐れられていた日本人が、撫順戦犯管理所で、侵略の実行者として戦争の罪を認罪し、被害者の前で告白し、人間性を取りもどしていく。「変わった人々も、変えた中国人たちも共にまさに『奇蹟』<sup>3)</sup>である。本稿では、撫順の奇蹟の内実を日本人側と中国人側の双方から描き、そして、「撫順の奇蹟」とは何かをハンナ・アーレントの「ジャジメント」を分析概念として分析し、ジャジメントの視点から「撫順の奇蹟」の意味を分析し、「撫順の奇蹟」の人類史的な可能性を考察することを目的としている。

## II. 「撫順の奇蹟」

アジア太平洋戦争の末期、中国華北において日本軍はいわゆる三光作戦に没入していく。焼きつくし（焼光）、殺しつくし（殺光）、奪いつくす（略光）という前代未聞の残虐行為によって、この地域だけでもおびただしい数の犠牲者を中国側に生み出す。その大半は罪のない一般の民衆である。日本の敗戦によってこの地域の日本軍約60万は旧ソ連軍の捕虜となる。5年にわたる過酷なシベリア抑留生活に引き続き、彼らのうち、約1000名が新たに「戦犯」として新生中国に引き渡された<sup>4)</sup>。

その収容先が遼寧省撫順市の戦犯管理所であった。1950（昭和25）年7月、8月のことである。このとき、「満洲国皇帝」であった愛新覚羅溥儀を含む「満洲国」戦犯ら61名もシベリアから撫順に移送されている<sup>5)</sup>。

撫順に移送された日本人戦犯約1000名は一部の高級将校、高級官僚から一般の兵士にまで及んでいた。彼らは当初、全員、戦争犯罪を犯したという自覚が皆無であったが、「撫順」を経験したのちは、一人の例外もなく戦争中の行為を自ら犯罪と認めて、人間として生まれ変わっていく。徹底的に皇国

1) [花鳥賊康繁2002：322]。

2) 中国遼寧省の炭鉱都市撫順にできた戦犯管理所であるが、戦争中は日本軍の捕虜収容所として使用されていた。本稿では撫順の戦犯管理所を舞台にしているが、小規模ではあるがもう一箇所同様の施設として山西省太原に日本人を収容した戦犯管理所があった。ここには中国の内戦に参加して俘虜になった者140名が収容されていた。

3) [姫田光義2006：11] 参照。

4) [石川2002] 参照。このときの人数は正確には969名。

5) 溥儀一族、および「満洲国」総理大臣張景恵ら要人61名。[金源2001：76]

思想に凝り固まっていた日本人戦犯一人一人、「日本鬼子」と中国人から恐れられていた一人一人が、自分が犯した戦争中の残虐な行為と向き合うことを通して、自ら罪を認め（認罪）、心から反省し、被害者である中国人にその罪を告白し、謝罪するまでに変わっていく。それにとどまらず、帰国後、彼らは中国帰還者連絡会という組織を作り<sup>6)</sup>、組織レベルで、また個人レベルで、今日に至るまで一貫して自らが犯した戦争の罪を証言し、戦争反対と平和への活動を実践し続けている。

戦争を遂行した国家として戦争責任を担い、謝罪し、被害者に補償するという基本的な行為を、戦後60年、政府レベルで公に行うことのなかった日本のような社会にあって、様々な障害や攻撃、無関心に抗して、自らの罪を告白し実践し続ける行為自体が奇蹟である。その奇蹟が行われたのが、撫順戦犯管理所である。

なぜ極東軍事法廷（以下、東京裁判）で審判を受けた28名の日本のA級戦犯が、最後まで一人として罪を認めようとしなかったのか。それに反し、中国で裁判を受けた日本の戦犯たちが、同じく法廷において、自らに重刑を科すよう、さらには極刑を科すよう要求したのか<sup>7)</sup>。また、日本人戦犯と中国人所員たちがどうして終生変わらぬ友となることができたのか。日本人戦犯の管理に携わった中国人所員は一人残らず、日本の侵略者たちの残虐な行為によって、一様に物質的・精神的に計り知れない打撃を受けた人々であった。憎んで余りある戦犯とその戦犯を管理した人たちがどうして和解できたのか。

## II-1. 撫順戦犯管理所

### 撫順管理所職員の人道的処遇

中国に引き渡された元戦犯たちは、撫順戦犯管理所での6年間の生活の中で、それまでの軍国主義的な「思想を転変し、平和を愛し、平和のために生きる道を選ぶことができるようになる。その根本は、日本人戦犯を人間として扱う中国人の人道主義的な処遇にあった。「人は誰でも自分を守ろうとする本能がある。自分が誤っていたことを認めたくない。その本能を乗り越えるようなショックが私たちの場合はあった」と撫順を経験した絵鳩さんは、人間として尊重された感動を語る<sup>8)</sup>。

ソ連から中国側に引き渡される時に乗せられた輸送列車は、鍵付の家畜専用貨車で異様な匂いがしみついており、窓は貨車の横奥の上部にある小さな空気抜きの窓があるだけのものであった。しかも真夏の太陽が照りつけて蒸し風呂同然の暑さの炎熱地獄、食事として与えられた乾燥したパンも水がないので食べられず、水筒の水も飲みつくし、前日の昼から何も食べられず、輸送一日で疲労し体力が消耗していた。そのような状態のソ連から中国国境の綏芬河（スイフンガ）で中国の客車に乗せられたときの感動を絵鳩さんは語る。

そこでのショックは、今までの地獄のような貨車から、四人がけの座席のある立派な客車へと導かれたことです。そこで昼食が配られました。白いマントウに焼き豚、ゆで卵、スープ、中国のお茶などを満腹するまで食べさせてくれました。涙が出て、満腹ということは人間をこんなに幸福にさせてくれるものか、こんなに安らぎを与えてくれるのかと実感しました。このような幸福を与えてくれた国と人民に最初から感謝しました。本当に涙が出ました。初めて我々は人間扱いされたのです。その感動です。管理所でも同じです。それまで中国人を、日本人よ

<sup>6)</sup> 1956年に帰国後、中国からの帰還者が翌1957年に結成する。

<sup>7)</sup> [撫順市政協文史委員会1989年9月：編者のことば]

<sup>8)</sup> [絵鳩 2005：52]

り劣等な民族だと見下していた我々の頭は安全に打ちのめされました。このことが私たちの思想転変の最初の動機でした<sup>9)</sup>。

到着先は遼寧省撫順市の戦犯管理所である。シベリア抑留の5年間を通じて、病死、栄養失調による死、事故死、自殺と数多くの仲間たちが死んでいった<sup>10)</sup>。強制労働、極寒、慢性飢餓、人間不信にさいなまれたシベリア抑留であったが、ソ連では彼らは捕虜の身分であった。しかし、撫順戦犯管理所の「戦犯」という文字に接して、シベリアの収容所とは一変した管理所の待遇のよさも、これから待っているであろう報復的処刑や拷問への気休めなのかと内心は疑い脅え、誰もが気がふれたようにわめき散らし、暴れる人もいた。第59師団最後の師団長藤田茂は後に次のように語る。「われわれは実のところ非常に恐れた。…私は『戦犯管理所規則』を見るやいなや『コラ！戦犯管理規則とは何だ！おれは戦犯じゃあないぞ！』と怒鳴りあげた」<sup>11)</sup>。

「だが、中国の戦犯管理所の職員たちは、そんな私たちにも決して怒ることはなかった。私たちの誰に対してもやさしく、真心を持って接してくれる。一点の非の打ちどころもなかった」。「タバコも毎日、吸いきれないほど支給してくれる。新旧の二回の正月には大好物な餅までついて食べきれないほど配られた。落花生やロシア餡やミカン、リンゴなどもそえてくれ、ここが監獄とは思えないほど正月の喜びに満たされた。労働は一切なかった。毎日が歌や踊り、演劇やバスケットの試合と、それぞれが好きなことを自主的にやらせてもらった。そのために必要な設備もすべて整えてくれる。私たちの健康管理にも細心の配慮をしてくれていた」<sup>12)</sup>。

食事は日本人の好みに合うように工夫され、所員が雑穀米で我慢しているそのときに、戦犯たちは白米に満腹していた。日本人が風呂好きと聞いてわざわざ大浴場まで設けられた。しかも強制労働はない。彼等には有り余る時間があった。中国は、その有り余る時間に何を期待したのか。それは、過去に中国で犯した罪行を自らが認め深く反省すること、そして、それに基づいて反戦平和の思想をあらゆる角度から会得することである<sup>13)</sup>。

### 撫順管理所職員の苦悩

撫順戦犯管理所で日本人戦犯の管理・教育に携わった人々は、すべて日本の侵略者たちにより、皆一様に、物質的・精神的に大きな打撃を受けた人々であった。したがって、日本人戦犯に対する憎悪と怨恨は計り知れないものがあつた。中には一家全員が日本軍に殺害された所員もいた。また、ある職員は、戦時中、姉を強姦されて殺された、その犯人である日本人を管理所で見つけ、思わず大声を上げて掴みかかった。とりあえず他の職員が取り押さえたが、その職員は当時子どもで現場を見ていて日本兵の顔だけは覚えていた<sup>14)</sup>。

日本人戦犯に対して心中穏やかでない所員が多くいるにもかかわらず、管理所員たちは戦犯たちをあなどったりすることが許されず、心の中の不満を抑えることができないでいた。多くの看守が元の部隊へ帰りたいと表明し、管理所の指導者の中にも同様の人がいた。2代目管理所所長となる金源は

9) [絵鳩 2005 : 53]、他に [花鳥賊2002 : 255] 等。

10) [花鳥賊2002 : 267]、[石川2002]、[金子2006 : 111] 等。

11) [藤田2001:4]、他に [花鳥賊2002 : 257] 等。

12) [花鳥賊 : 257、258]

13) [石川2002]。

14) 管理所の戦犯の中に「敵」を見つけたケースは [沢田1997 : 6]。

当時の自分の内面を次のように記している。

私は、はじめから戦犯管理所で仕事をすることは望んでいなかった。日本帝国主義の残酷な圧迫の下で我が一家が故郷を追われ、兄や妹がそのために死んだことを思い、中学のとき日本軍に捕まって勞工にさせられたことなど苦難の連続であった過去を考えると、思わずこの戦犯たちを憎まずにはいられない。私が毎日彼らと付き合うことは、自分が監禁されたと同じように耐え難いことに思えた<sup>15)</sup>。

管理所側は職員の動揺を取り除くため、批判の矛先を戦犯個人に向けるのではなく、軍国主義の原因となった歴史社会的な背景に向け、一方で戦犯たちの罪行は徹底的に批判するが、他方で戦犯個人に対しては人道的に向き合い、彼らの苦しみを理解するという基本認識を持っていた。「日本人戦犯に対し、終始一貫党の政策を実行し、自分たちの恨みや憎しみを抑える努力を重ね」ることにより、やがて、管理所職員全員が戦犯を教育する責任感と使命感を強く抱くようになる<sup>16)</sup>。

戦犯たちが騒乱を起こしたとき、炊事員は食器を監房の前に置くと足で蹴飛ばして食事を告げていた。これは炊事員が戦犯たちと話をしたくないからなのだが、思想が転化してからは、炊事員の態度も変わった。彼らは自動的に戦犯たちに声をかけ、ご飯やおかずの好みなどを尋ねた。聞いた意見をもとにして食事はたえず改善されていった<sup>17)</sup>。

また、所長に転勤を懇願したある所員は、説得されて職に留まり、後に当直の際、真夜中に急性盲腸炎の激痛に襲われた「仇」を励まししながらその戦犯を背負い医務室まで運び、彼の命を救う<sup>18)</sup>。

## II-2. 日本人戦犯の「精神の革命」

### 罪を認める〈認罪〉

撫順に到着した当初、日本人戦犯たちは全員戦争犯罪を犯したという自覚が皆無であり、果ては命令に従っただけの自分たちがなぜ責任を追及されなければならないのかと怒り怯えた。その戦犯たちが、撫順での時間を通して、実行した自らの行為責任を認める180度の転換を成し遂げる。絵鳩さんは撫順で180度転換して行為責任を自覚するようになったことに対し、「私は、私の15年にわたる暗い戦争の歴史の中で、その最終期間をこの『撫順戦犯管理所』で過ごせたことを、本当に幸せだったと思います」と語っている。

「上官の命令は朕（天皇）の命令である」とする軍隊機構の中では「死」を意味します。確かに、私を陥れた命令者の責任は決定的に重い。そしてこの上官の責任は、「上官の命令は朕の命令と心得よ」と宣言し憚らなかつた日本の軍隊の総帥・天皇にまで及ぶこともまた当然でありましょう。しかし、その残酷な命令を実行したのは正にこの私であり、当然私の責任でもあ

<sup>15)</sup> [金源2002：20]。撫順戦犯管理所の二代目所長であった金源氏は元日本人戦犯たちと終生変わらぬ絆で結ばれていた。

<sup>16)</sup> [金源1995：5]、[金源2002：100-102]

<sup>17)</sup> [金源2002：101]

<sup>18)</sup> [石川2002]

った。「日本の軍隊機構の中ではやむを得なかった」という弁解は、被害者の側には全く通用しないことだった。私はこう悟ることができました<sup>19)</sup>。

そのような認識にいたる反省の糸口は中国人所員の日本人戦犯に対する人間的高潔さ・偉大さ、そして人道的処遇にあった。

最初に私の心を強く打ったものは「人間的な偉さ」だった。彼らは一度として我々を罵ったり、手を挙げたりなどはしなかった。そして親身になって世話をしてくれた。衣食住は至れり尽くせりだった。労働はなかった。…孫所長は叔父を、呉指導員は父と叔父を、また看守の一人は自分以外の家族全員を、日本軍によって殺害されたという。その彼らにとって、我々は当然「憎むべき敵」である筈だ。にもかかわらず、彼らは私たちにこのように献身的な奉仕をしているではありませんか。私は日本軍が捕虜など人間と思わず、拷問したり虐殺したりした仕打ちを思い浮かべて、大和民族と自己とを深く恥じ、彼らの偉大さに心から敬服した<sup>20)</sup>。

絵鳩さんだけではなく、撫順での時間の後半には、全員が、自分こそが戦争犯罪の行為主体であったこと認識していく。憲兵だった土屋さんは、「中国の人たちのあまりにも人間的な待遇を受ける中で、中国民衆に自分たちがどんなことをやってきたのかと、罪行への目覚めがはじまった」。

私たちが中国の人たちに行ったことは、許してくれと行って許してもらえるようなことではなかった。そんな戦犯の憎んでも余りある私たちを監獄に収容しても、管理所の人たちは恨みやいやみを言うこともしない。それどころか、私たちのために献身的に精一杯尽くしてくれている。こんなに尽くしてもらっていいのだろうか。私は管理所の人たちを見るごとに、中国の人たちにどうしてあんなむごいことをやったのか、取り返しのつかないことをしてしまった<sup>21)</sup>。

私は功名心と立身出世のために、何の罪もない中国民衆を片っ端から捕まえては拷問を重ねてきた。捕まえた中国の人たちには散髪どころか、たった一度だって入浴もさせなかった。病気で苦しんでいる人を見ても「どうせ虫けらだ」と薬すら与えようとしなかった。水も飲ませない。食事もとらせない。自分でも無実だとわかっていながら、その親たちの必死の命ごいも聞き入れてやらなかったではなかったか。この手で、中国の人たちを殺してきたではないか。そんな私が、中国の人たちから、親でもできないほどのこんな愛情を注いでもらっているのか。それを黙って受けていいのか。申し訳ないことをしてしまった。本当に悪いことをしてしまった。こんな私は死刑になっても当たり前だ。私はだんだんそんな気持ちで一杯になっていた<sup>21)</sup>。

### 認罪と罪の告白そして謝罪

天皇を絶対の現人神と崇め奉りアジアの人々を劣等と見下す軍国主義教育を徹底的に叩き込まれていた戦場の鬼たちが、少しずつ人間の心を取り戻し、罪を自覚し認罪していく。しかし、人間の心を

<sup>19)</sup> [絵鳩1997: 26]

<sup>20)</sup> [絵鳩1997: 24]

<sup>21)</sup> [花鳥賊2002: 260]

取り戻す過程には言葉では表現しつくせない苛酷な苦しみがあった。取り返しのつかない罪を犯してしまった自己、残虐な自己を受け入れることは、必然的に自分自身への絶望を招いた。

自分の犯した罪を認めようとするとき、誰しもそれを弁護する気持ちが強く起こってくる。認罪するには、その自己弁護しようとする自分の心と闘うしかない。天皇の命令だったとか、上官の命令でやむなくやったでは、事実はそうだったとしても本当の反省に至らないのだ。だったら、自分はただの操り人形だったのかということになる。人間ではなかったのかということになる。私たちの身の内に激しい自己闘争が起きた。私たちが中国人を「虫けら」と攻撃した気持ちを自分に向け始めたのだ。おまえはそれでも人間なのかと。そのつらさから仲間の中には精神的に参ってしまう人も何人かいた<sup>22)</sup>。

思いつめて、深く大きく掘られた便槽に飛び込み自殺を図った人もいた。この次に起こった出来事が他の人たちを心の底から震撼させる。聞きつけた所員の一人が駆けつけるなり自ら便槽に飛び込み、糞尿に全身まみれながら彼を担ぎ上げ人工呼吸を施したのである<sup>23)</sup>。

撫順戦犯管理所所員たちの献身的な指導と学習の中で、日本人戦犯たちは最終的には全員、罪の自覚を身につけていく。

### II-3. 元戦犯たちの帰国後の生

1956（昭和31）年6月から、戦後処理の一環である戦犯裁判が行われる。約1000名の戦犯たちのうち、幹部級45名を除く残りの者全員が起訴猶予、即日釈放となり、帰国の途につくことができた。罪行の重い幹部級戦犯45名に対して、最高人民法院特別軍事法廷は8年から20年の判決を下した。中国での判決は、連合国によって各地で開かれていた断罪の裁判とは大きく異なり、死刑および無期懲役は一人もいなかった。しかもその刑期には、シベリア抑留、撫順抑留の年月11年が加算された。そして、一人が病没したのを除き他の44名全員が1964年3月6日までに満期、あるいは減刑されて日本に帰国する<sup>24)</sup>。

大半の元戦犯が帰国した翌1957（昭和32）年、彼らは中国帰還者連絡会（以下、中帰連）を結成し、全国各地で反戦を訴える証言活動や侵略による被害者支援、日中友好促進の運動に今日まで一貫して関わり続けている。大半の仲間がすでにこの世を去り、しかも日々その数は減っていく。残された生命の限られた時間のなかでなお活動を絶やさない彼らの姿がある。

しかし、彼らの活動は、戦後日本において決して平坦なものではなかった。彼らが帰国した1956年は、敗戦後10年を経て「もはや戦後ではない」と戦争の記憶が忘却され人々の関心が経済発展に向かっていった節目の時期でもあった。平和憲法のもと誰もが彼らのように反戦と平和の理想に燃えていると予想していた当の日本は、侵略戦争の過去を記憶するどころか、それが不可抗力の天災でもあったかのように「被害者」意識が蔓延していた。彼らは何より驚いたのは、「撫順」を経ずして日本に帰国した膨大な数の元日本軍官僚や兵士たち戦争実行者が自分たちが「してきたこと」に対して沈黙していることだった。そのような状況の中、加害の事実を語ろうとする彼らには容赦なく中傷や攻

<sup>22)</sup> [花鳥賊2002：270]

<sup>23)</sup> [石川2002]

<sup>24)</sup> 撫順市政協文史委員会が、1995年、『世界を震撼させた奇跡—偽『満洲国』皇帝溥儀と日本戦犯改造の記録』を出版する際によせた「編者のことば」（1989年9月）より。日本語版『覚醒』に記載。

撃が襲いかかる。就職差別を初め、警察の監視、世間からの排除にさらされてきた<sup>25)</sup>。  
帰国した後の生き方を土屋さんは次のように語っている。

私たちが侵略の加害罪を坦白（自白）したからといって、すぐに真人間に生まれ変わったわけではない。いったん鬼となってしまった自分の凶悪さは、いやでも一生かかえて生きていかなければならないものである。身のうちのその凶悪さを二度と生きる規範にしないよう、いつも反省という自己闘争を続けるしかないと思っている<sup>26)</sup>。

戦犯生活の中から私は、この世に侵略戦争ほどの罪悪はない、二度と戦争を起こさずにはならないと思うようになった。これからの私の人生は、反戦と平和、日中友好のために使おうと決意した。それが中国民衆への罪を償える私のたった一つの方法だと思ったのである<sup>27)</sup>。

私に殺害された人たちは、二度とこの世に生きることができないのだ。私がいくら謝ろうにも、その人たちに私の声は届かないのだ。私の中国人民への謝罪は、その罪責に苦しみながら、反戦・平和・日中友好のために私の余生を費やすしかないと思っている<sup>28)</sup>。

元戦犯の人たちにとって撫順は、彼らが人間として生まれ変わった再生の場所である。侵略戦争の被害者であった撫順戦犯管理所の職員とかつての加害者であった元戦犯の人々は帰国50年を経て、変わらぬ深い友情で結ばれている。かつての敵同士がなぜこのような深い絆で結ばれているのか。

それは、加害者である日本人が罪を認め人間性を取り戻せるように、被害者である中国人が、怒りや怨みといった私情を捨てて、高邁な理想と高次の思想のもとに親身になって日本人戦犯に対したからである。そして、その厚情に応じて、日本人戦犯たちは、自らの罪の深さに戦慄し気を失いかけてまでも、己の罪に向き合って認罪し、心からの反省と謝罪を行ったからである。それゆえ、被害者である中国人から、極刑に処せられて当然の過去を赦された。赦された日本人元戦犯たちはその後の人生の中で、なぜ自分たちがそのような罪を犯すにいたったのかを再三分析し、二度と再び彼らに続く世代が同じ過ちをくりかえさないようにと自らの罪を伝え平和のための活動を絶やさない。罪を背負って生きる彼らの真摯な生き方に、彼らの想いを受け継ぎ、「中帰連」の精神を未来に継承しようとする若い世代が続いている<sup>29)</sup>。

### Ⅲ. 「撫順の奇蹟」とジャジメントの問題

ここでは、「撫順の奇蹟」を、それをなし得た根底に存在しかつ重要な概念でもあるジャジメントの観点から分析していく。ここで使用するジャジメントという概念は、ハンナ・アーレントが『イエルサレムのアイヒマン 悪の陳腐さについての報告』<sup>30)</sup>の中で鍵概念として取り扱っているものであ

<sup>25)</sup> [石川2002]

<sup>26)</sup> [花鳥賊2002: 271]

<sup>27)</sup> [花鳥賊2002: 323]

<sup>28)</sup> [花鳥賊2002: 282]

<sup>29)</sup> 2002年、「中帰連」は会員の高齢化のため形式的に解散し、全国組織である「撫順の奇蹟を受け継ぐ会」が発足。続く世代、孫や子の世代に受け継がれ活動が継承されている。

る。本稿ではその基本となる意味を受けて、「正義の要請にもとづいて下す判断、判定、裁き」と概念づけをしておきたい。本文中では「ジャジメント」という表現を使用するが、文脈によっては「判断、判定、裁き、裁判」という表現をも使用することとする。

アーレントは、「歴史に対するジャジメント」を「超歴史的な視点や究極の判定者という視点から過去を断罪することではなく、加害のそれであれ被害のそれであれ、自分たちの社会に今なお作用を及ぼしている”負の遺産”について、自分たちとの関係を自らの責任において明らかにする行為」であると述べている<sup>31)</sup>。ジャジメントの視点から、日本人戦犯の行為者責任を下記のように分類し、「撫順の奇蹟」の持つ意味を分析、考察していきたい。

### 1 日本人戦犯におけるジャジメントの問題

1—1. 撫順を経験するまでの日本人戦犯が戦時状況中に行ったジャジメントの問題

1—2. 撫順を経験した後の日本人戦犯におけるジャジメント

2 日本人戦犯の戦争行為を裁く被害者側中国人におけるジャジメント

3 戦後の日本で、日本人戦犯に対処する日本人自身のジャジメントの問題

## Ⅲ—1. 日本人戦犯とジャジメント不在

まず、撫順を経験するまでの日本人戦犯たちが戦争状況中でおこなったジャジメントの問題についてみていく。撫順戦犯管理所を経験するまでの日本人戦犯は、戦時中はもちろん撫順到着後もしばらくの間は戦時中と同様の状態であった。彼らは、撫順戦犯管理所収容当時、自分たちが戦犯、すなわち戦争で罪を犯したとは誰一人認識しておらず、「戦犯」として収監されたことに対して、日本人たちは一様に憤激し、攻撃し、反抗的態度をとり、果ては、「天皇の命令だった」、「上からの命令だった」、「自分は命令に従っただけ」、「自分は犯罪に値するようなことは何もやっていない」等々とくりかえした。

このような日本人戦犯は、ジャジメントの視点からみると、自分が行った戦争行為に対して、何が正義であり、何が不正義（邪悪）であるかを分けて思考し判断することができていない。言い換えるなら、責任ある判断を回避もしくは放棄した状態に在る。そこには判断力の麻痺、ジャジメントの不在という問題がある。日本人戦犯たちのジャジメントの不在は、ちょうどアイヒマンがイェルサレムの法廷で最後まで、「ユダヤ人殺害に私は全然関係しなかった。私はユダヤ人であれ非ユダヤ人であれ一人も殺していない……そもそも人間というものを殺したことがないのだ。私はユダヤ人もしくは非ユダヤ人の殺害を命じたことはない。全然そんなことはしなかったのだ」<sup>32)</sup>と、くりかえし語ったことと符合する。

アイヒマンは裁判の結果、15項目の起訴理由により、〈人道に対する罪〉、〈戦争犯罪〉、〈ジェノサイドに対する罪〉等を問われ死刑に処せられたのだが、彼の最後の発言としてアーレントは次のよう

<sup>30)</sup> 『イェルサレムのアイヒマン』はこの裁判に参加したアーレントによって書かれた全体主義時代の犯罪の分析と考察である。アイヒマン (Adolf Otto Eichmann) は、元ドイツの軍人、ナチス高官で、最終階級は親衛隊中佐。ユダヤ人問題の最終的解決と表現されたユダヤ人絶滅計画における彼の役割は、各国からユダヤ人をヨーロッパ東部に散在する各種の強制収容所へ送り出すことにあった。彼なしには第三帝国においてホロコーストはなかったとさえ言われるほど、人を殺す義務の遂行に徹底的に忠実であったといわれている。[アーレント1969=2000:109] 参照。

<sup>31)</sup> [アーレント1987:197-8]、[高橋哲哉1999=2000:88] 参照。日本人戦犯の「ジャジメント」に関しては、ハンナ・アーレントの「ジャジメント」を考察した [高橋哲哉1999=2000] の論考に示唆を受けている。

<sup>32)</sup> [アーレント1969=2000:17上]

に報告している。「裁判にかけた自分の期待は裏切られた。自分は真実を語ろうとして最善を尽くしたのに法廷は自分を信じなかった。法廷は自分を理解しなかった。自分は決してユダヤ人を憎む者ではなかったし、人間を殺すことを一度も望みはしなかった。自分の罪は服従のためであるが、服従は美德として讃えられている。自分の美德はナツィの指導者に悪用されたのだ。しかし自分は支配層には属していなかった。自分は犠牲者なのだ。そして指導者たちのみが罰に価するのだ」<sup>33)</sup>。

ここに見られるのは、「[自分は] 他人の行動のために罰せられねばならないという深い確信」<sup>34)</sup>であり、自己の戦争行為を判断できていない判断力の萎縮した状態、もしくは判断力の放棄である。これこそが、アーレントが「悪の陳腐さ」といった思考停止であり、ナチスや日本人戦犯たちが行った途方もない「戦争犯罪」を可能にしたものである<sup>35)</sup>。

### Ⅲ-2. 「撫順の奇蹟」とジャジメント

つぎに、撫順戦犯管理所を経験した後の日本人戦犯たちにおけるジャジメントを、日本人戦犯の行為を判断する中国人側のジャジメントとともに見ていくことにする。日本人戦犯たちは、被害者である中国人所員たちの人間的な高潔さや温かさ、人道的な処遇に触れ、長い葛藤と苦闘の時間を経て、戦争中の自らの加害行為を、被害者の立場に立って、「あの戦争に対する痛烈な認識を得るに至る」<sup>36)</sup>。日本人戦犯たちは、撫順での6年を通して、それまでの「加害者の論理」を180度転換させて「被害者の論理」をもって、自らの戦争行為に向き合っていく。すなわち、自らの戦争行為を罪として「認罪」し、罪を認識した後は自らの罪を被害者の前で一部始終告白し、心からの謝罪を行っていく。

日本人戦犯たちがなし得た「罪を自覚する」というこの「精神の変革」は、何が正義で邪悪かにもとづいて、自らの戦争行為を、罪としてジャジメント(判定)し、認識し得たことによって可能となった。その日本人戦犯たちの内面を180度転換させることを可能とした根底には、中国人側の日本人戦犯に対するジャジメントがあった。中国人はジャジメントを下す一方、「罪を憎んで人を憎まず」という方針を徹底させながら日本人戦犯たちを処遇し、同時に、日本人自身が自らの戦争行為を罪として認識(認罪)できるように時間をかけて処遇した。日本人戦犯の戦争行為を正義の要請に照らして裁くという被害者側中国人のジャジメントがなければ、日本人戦犯たちが自らの戦争行為を罪と判定し認罪することもあり得なかつたなかたであろう。

ジャジメントをなし得た元戦犯は、「認罪」の衝撃を次のように語っている。「ここにいる1000人は昔、軍隊の強行軍にも、マラリヤにも負けず、シベリアの極寒にも、重労働にも耐えてきたしたたかな『生き残り組』であったはずである。だが、この認罪の衝撃には参っていた。これは人間の根本の問題であった。一度あの被害者の深い『悲しみ』がわかったら、その後再びこれを振り捨てて行くことは出来ない。まともに処理しなければ、もう人間の資格から脱落してしまう様な問題、『最後の砦』のようなものが此処にはある。」<sup>37)</sup>、と。

そして、同時に彼は、そのときの自分を分析して次のように語る。「この時から又、半年～一年を経過した後では、我々の感動のあり方は、もう少し鎮静した形になっていた。我々は、自分がまったく違う人間になったような、不思議な感覚で回りを見回していた。精神と身体中の組織が、すっかり

<sup>33)</sup> [アーレント1969=2000: 191下]

<sup>34)</sup> [同: 191下]

<sup>35)</sup> [アーレント1987: 149]

<sup>36)</sup> [沢田二郎1997]

<sup>37)</sup> [沢田1997: 8]

生まれ変わったような気がした。これは驚くべき展開であった。『認罪』ということが、こんな新しい世界への入口であるとは、誰一人予期しなかったことであった<sup>38)</sup>。

「認罪」の体験は、「俺たちは大した罪は犯していない」「いつ帰れるのか」と言っていた日本人戦犯たちを叩きのめしてしまうほど強烈な体験であった。彼らは、以前の彼らではなく、「すっかり生まれ変わった」。その強烈な体験を通して、被害者の「悲しみの深さ」を感じとる感性と、「認罪」を「新しい世界の入口」と認識する知性との相乗作用で、日本人戦犯たちの精神は大きく「変革」されていく。

被害者だけでなく、加害者の側もまた、加害を犯したという深い傷痕を抱えている<sup>39)</sup>。加害者が自らの責任において、「加害」と自己との関係を、自ら明らかにすることによってのみ、加害の「過去」との和解が可能となる。トラウマ的な過去から脱却するためにもジャジメントは必要不可欠なのである。

日本人戦犯たちの認罪と和解の証しは、帰国してからの彼等の生き方の中に見ることができる。帰国後、彼らの多くは、戦争の惨禍をくりかえさないため、自分たちのような過ちを再び次の世代に犯させることのないようにと、戦争に反対し、平和のために自らの過去を証言し続けている。そして、自分たちを「再生」させてくれた恩人である中国とのよりよい友好関係が築かれるよう、まさに命を賭して死ぬまで自分たちの意志を貫き実践している。すでに亡くなった人も多いが、80代、90代の高齢にも関わらず、現在も尚、その活動の火を灯し続けている。

### Ⅲ-3. 戦後日本人のジャジメント不在

最後に、撫順を経験した日本人元戦犯に対する戦後の日本社会、日本人自身のジャジメントの問題をみていきたい。1956年、起訴猶予となって赦された元戦犯たちは日本へ向かって出発する塘沽（タンクー）港で、日本社会の現実に直面する。元戦犯たちを「中国政府から引き取りに来たのは日本赤十字社と日中友好協会だけだった。日本政府からは誰も来なかった」。「本音を語ることのできなくなってしまった戦死者は『英霊』として軍国主義復活に利用できるが、真実を語り、その罪行を書きもする生きた戦争体験者の私たちは、日本政府にとって『やっかい者』でしかなかったのであろうか<sup>40)</sup>。

政府から「やっかい者」にされただけではなく、マスコミからは「洗脳者」の烙印を押され、思想要注意人物として公安や警察に尾行され行動を監視され、日本の社会からは、「厳しく冷たく」処され、「仕事探しもままならぬ<sup>41)</sup>」日々が続いた。過去の事実を事実として認め、自らの戦争行為を戦争犯罪であると認めた人々に対するいやがらせや中傷、はては攻撃までが後を絶たなかった。

日本の戦争体験者の多くが戦前・戦中の意識のままで変わらず、侵略戦争の協力者・参加者だったことに反省がないという状況は、この当時だけでなく冷戦終結後の戦後60年を経た今日、ますます加速しているように思われる。戦争中、中国帰還者の元戦犯たちだけでなく日本人全体が巻き込まれ、その中で自律した判断や思考ができないでいたこと、何が正義で、何が間違っているかを分かたることができなくなっていたこと、そのような状況と一体どれほど変わっているのか。戦時中の判断力が麻痺

<sup>38)</sup> [沢田1997: 8]

<sup>39)</sup> 筆者が加害者側の傷痕に改めて気づかせられたのは、2005年秋『ルート181』上映に際して二人の監督、パレスチナ人ミッシェル・クレイフィとユダヤ人エイアル・シヴァンの映画撮影に関する公開討論においてである。

<sup>40)</sup> [花鳥賊2002: 279]

<sup>41)</sup> [花鳥賊2002: 280-281]

したジャジメント不在の状態・体質は、戦後60年を経た現在、どのように変わっているのか。

## IV. 処罰と赦し

### IV-1. イェルサレムのアイヒマンと撫順の日本人戦犯

世紀の裁判といわれたアイヒマン裁判で、ナチスドイツ時代にユダヤ人強制移送の責任者であったアイヒマンはユダヤ人を直接的には一人も殺さなかったことを根拠に自分には罪も責任もないと無罪を主張し続けた<sup>42)</sup>。東京裁判の被告であったA級戦犯たちも誰一人として行為責任を認めた者はいなかった。それらとは対照的に、撫順に収容された戦犯たちは全員が自らの戦争行為を罪であると「認罪」し、行為責任を明らかにしている。日本人戦犯の中には、少数の初年兵も含まれており一人の中国人も殺した体験をもたない者がいた。その彼ですら侵略の実行者として自らの責任を認罪する。彼もまた日本軍を構成する一兵士であったことにかわりはなく彼のような一人一人がもしいなかったなら軍隊という組織はできあがっていなかったであろうというのがその理由である<sup>43)</sup>。

アーレントは『イェルサレムのアイヒマン』の中でアイヒマンが行った判断を判断力が麻痺していたジャジメント不在の問題として分析している。アイヒマンのジャジメントの不在は、戦争中のみならず、裁判を通して変わることはなかった。一方、撫順の日本人戦犯は、当初は、アイヒマンや東京裁判の28人の被告たちと同様に、正義の要請にもとづいてジャジメントがなされなかった。当初、日本人戦犯の中に戦争中の自分たちの行為を罪だと認識する者は皆無であった。彼らは撫順戦犯管理所で人間として生まれ変わることができた。自分の戦争中の行為責任に向き合い、「犯してしまったあまりの罪の深さに戦慄し何度も気を失いかけ、どこまでも身を刻」みながら<sup>44)</sup>、自ら認罪を重ねていった。

アイヒマンは裁かれ死刑という処罰を受けた。一方、撫順の日本人戦犯の大半は起訴猶予となって赦され、わずか45人が禁固刑の処罰を受けたにすぎない。その禁固刑も罪行に対して非常に軽いものでしかなかった。判決を聞いた日本人戦犯は一樣に中国の措置に涙を流した。撫順戦犯管理所の職員たちは、日本人たちの刑が軽かったのを喜び、ビールで乾杯してくれた。起訴猶予となった日本人が帰国するときには撫順駅まで見送りに来てくれ、肉親を見送るかのように涙を拭きながら別れを惜しんでくれるのだった<sup>45)</sup>。

アイヒマンは戦争行為を裁かれ、死刑という処罰を課せられた。法としての正義の論理にしたがえば、被告人であるアイヒマンの行為責任が明らかにされ、法的責任が問われたことになる。撫順の日本人は、本来なら厳罰に処せられるところ、赦しをもって処罰に替えられ、法的責任が免除された。アイヒマンは極刑という法的責任は果たしたが、彼は最後まで加害の罪を認めず無罪を主張し続けた。一方、赦しを与えられた日本人は、法的責任こそ問われなかったが、自らの罪責を生涯をかけて背負い、償う中で<sup>46)</sup>、なぜ自らが残虐な行為を行ったのかを分析し、告白を続けることを通して法的責任とは別個の倫理的道義的責任や歴史的責任を果たそうとしてきた。

<sup>42)</sup> [アーレント1969=2000：17上]。「一人も殺さなかった」というのは直接の実行者ではなかったという意味である。直接ガス栓を捻ったのは囚われて選ばれたユダヤ人自身であった。

<sup>43)</sup> [石川2005：50] 参照。個人の行為責任は問われなければならないが、同様に、最高責任者の天皇や軍部、政府の責任の追及は、実行者であった個人レベルの責任とは別に明らかにされなければならないことである。

<sup>44)</sup> [花鳥賊2002：285]

<sup>45)</sup> [花鳥賊2002：278]

<sup>46)</sup> [花鳥賊2002：266]

土屋さんは帰国してからも中国で犯した罪行の反省を続けている。中国人民への謝罪は、自らの罪責に苦しみながら、反戦・平和・日中友好のために余生を費やす以外にないと思っている<sup>47)</sup>。アイヒマンは処刑されることにより法的責任は果たしたが、無罪の主張から一歩も抜け出すことはできなかった。彼には、依然として、人間としての倫理的・道義的責任や歴史的責任が手付かずのまま残されている。一方、撫順の日本人は赦されることで、倫理的・道義的責任や歴史的責任に生涯をかけてコミットしていく。両者の違いを表1に記す。

表1 イエルサレムのアイヒマンと撫順の日本人

	イエルサレムのアイヒマン	撫順の日本人
ジャジメント	ジャジメント不在	行為責任に対するジャジメント
認罪	無罪を主張	加害の罪を認罪
法的責任	処罰（死刑）	赦し
倫理的責任	なし	倫理的責任
歴史的責任	なし	歴史的責任

#### IV-2. 結語 - 処罰と赦し -

ここでは、高橋の「処罰と赦しの議論」に見られる論理矛盾を批判的に検討することで、「撫順の奇蹟」を、加害者と被害者の新たな関係性、「和解」へと向かう人類史的な可能性を考察する<sup>48)</sup>。

撫順でなしえたことを、被害者の中国人側からの〈赦し〉という観点から見ると次のように言うことができる。すなわち、加害者である日本人戦犯が自らの戦争行為の罪を「認罪」して心からの反省と謝罪を行い、二度と再び侵略しないとの姿勢を持つに至ることによって、被害者である中国人側が、日本人戦犯の戦争行為に対し、〈赦し〉をもって処罰に替えた。日本人戦犯は、一部の幹部以外は法的責任を問われることはなく、〈赦し〉により起訴猶予となり即刻、帰国が許された。極刑に附されても不思議ではない人々に対して、神の赦しにも等しいような一切の処罰を含まない赦しが、被害者側の中国人によってなされた。しかし、その〈赦し〉は、高橋の言うように、「赦される者の側に罪悪感の影さえも残さない、〈赦された〉という意識さえ残さない」<sup>49)</sup> 種類のものではない。

処罰とともに復讐に対立するところの〈赦し〉という概念には、その前提として正義の要請によるジャジメントが含まれている。「撫順の奇蹟」における〈赦し〉は、釈放された元戦犯たちにとっては「いかなる意味での『罰』もいっさい含まない赦し」であつたけれども、「赦される者の側に罪悪感の影さえも残さない、〈赦された〉という意識さえ残さない」ような〈赦し〉ではなかった。なぜなら、同語反復になるが、加害者にとって、赦されたという意識さえもないような赦しであるならば、当然のことながら、正義の要請にもとづくジャジメントがなされるはずもないし、ジャジメントのないところに、加害者の行為責任の問われようもなく、したがって、加害者の側に罪の意識の芽生えようもないからである。加害者の側に罪の意識がないところには、加害者による認罪もない。認罪のないところ、加害者の心からの反省も謝罪もあり得ない。そこでは、被害者と加害者の間の関係性の修復も和解も起こりえないだろう。

<sup>47)</sup> [花鳥賊2002: 282]

<sup>48)</sup> 高橋哲哉1999=2000「ジャジメントの問題」『戦後責任論』81-108を参照。

<sup>49)</sup> [高橋2000: 96]

処罰を赦しの代替物とする議論も、その根底に、正義の要請にもとづくジャジメントがなければ意味のない議論となるであろう。赦しが、「赦される者の側に罪悪感の影さえも残さない、〈赦された〉という意識さえ残さない」ものであるならば、赦しは「私たちを束縛し続ける負の遺産の作用から自らを解放し、再び他者と共に活動し始めるための積極的行為」にはなり得ないであろう。

〈認罪〉と〈赦し〉があってはじめて、被害者の側も加害者の側もそれぞれの傷痕を持った過去と折り合いをつけて和解へと向かうことができるようになる。[表2]は「過去との和解」を図式化したものである。かつての敵であった日本人元戦犯の人々と中国人管理所職員の人々との深い友情に結ばれた関係の中に「和解」をみることができる。加害者である日本人戦犯の認罪により、赦しをもって処罰に替えた〈撫順の奇蹟〉は、人類史上最も稀有で意義のある試みとしてもっと評価されてよいであろう。50年前に撫順で起こった被害者の中国人と加害者の日本人との間に起こった〈奇蹟〉は、日本の戦争責任（戦後責任）を検討する際、私たちの未来に政治的倫理的可能性を切り開く重要な洞察と示唆を与えてくれる。

表2：「過去との和解」

日本人（加害者）	中国人（被害者）
ジャジメント	ジャジメント
↓	↓
〈認罪〉	〈赦し〉
↓	↓
過去との和解	
友情関係	

文献

Arendt, Hannah 1958 *The Human Condition*, the University of Chicago Press  
 志水速雄1994=1999『人間の条件』ちくま学芸文庫

Arendt, Hannah 1963 *EICHMANN IN JERUSALEM A Report on the Banality of Evil*,  
 The Viking Press, New York 大久保和郎訳1969=2000『イエルサレムのアイヒマン悪の陳腐さにつ  
 いての報告』みすず書房

Arendt, Hannah 1982 *Lectures on Kant's Political Philosophy*, ed. Ronald Beiner, The University of  
 Chicago 浜田義文監訳1987『カント政治哲学の講義』法政大学出版局

中国帰還者連絡会翻訳編集委員会1995『覚醒—撫順戦犯管理所の六年』新風書房

絵鳩毅1997「侵略戦争—体験と反省」『中帰連』創刊号

絵鳩毅2005『中帰連』34

藤田茂2001「生存の記 私の変革」『中帰連』16

花鳥賊康繁2002『人間の良心 元憲兵土屋芳雄の悔悟』北の風出版

姫田光義2006「『洗脳』か『翻身』か日中戦争における『奇蹟』をめぐって」『中帰連』36 11-15

石川求2002「『撫順の奇蹟を受け継ぐ会』発足によせて」『都立大新聞』5月17日

石川求2005「『アウシュヴィッツのカント』へ—なぜ悪魔はいないのか」『東北大学倫理学研究会編

『モラリア』第12号 26-57

金子安次2006「耐えがたきを耐えて」『中帰連』36 107-111

金源1995「歴史上経験のない偉大な実戦」『覚醒』1-28

金源2001「奇縁」『中帰連』19 72-83

金源2002「奇縁」『中帰連』20 92-104

野田正彰1999『戦争と罪責』岩波書店

沢田二郎1997「敗戦から帰国まで」『中帰連』創刊号

高橋哲哉1999=2000『戦後責任論』講談社